

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの期間及び平成7年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から50年3月まで
② 平成7年12月

申立期間①の国民年金保険料については、夫婦一緒に納付していたにもかかわらず、私の分だけが未納とされているのは納得できず、また、申立期間②については、口座振替不能のために市の集金人が徴収に来たので、集金人に納付したにもかかわらず、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人は昭和51年7月31日に、50年4月から51年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、この時点において、申立期間①の保険料についても過年度納付することが可能であったにもかかわらず、これを納付せず、保険料月額がより高い昭和50年度の保険料だけを納付したとは考えにくい。

また、申立期間①は1年と短期間である上、特殊台帳により、申立人の妻は、昭和51年7月29日に、申立期間①を含む、49年4月から51年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できる。

さらに、申立期間②については、1か月と短期間である上、申立人は、「残高不足で口座振替ができず、徴収に来た市の集金人に国民年金保険料を納付したことが1、2回あった。」としているところ、市は、「集金人による徴収は、平成5年頃から行っていた。」としていることから、申立人の主張に不自然さはなく、この1か月だけを未納のまま放置しておいたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 8 月 17 日から 28 年 5 月 23 日まで
② 昭和 28 年 7 月 1 日から 29 年 5 月 23 日まで
③ 昭和 29 年 7 月 1 日から 33 年 4 月 1 日まで

以前、社会保険事務所（当時）で年金記録の確認をしたところ、A社に勤務していた時の厚生年金保険の被保険者期間は、脱退手当金を支給されたことになっているとの説明を受けた。

自分は脱退手当金を請求していないし、もらった記憶も無い。また、退職する時に会社から脱退手当金の説明を受けてもいない。

脱退手当金の支給記録を取り消して、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人の、申立期間に係る事業所の被保険者記号番号は「*」と記載されていることから、申立期間当時、申立人の記録は当該被保険者記号番号で管理されていたことがうかがえる。

しかし、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿においては、申立人の被保険者資格取得時の記号番号は、「*」とされていることが確認でき、記号番号「*」については、申立人とは別の厚生年金保険被保険者に払い出されたものであることが確認できることから、申立人の記号番号を被保険者名簿等に誤って記載したものと考えられ、行政側の記録管理に不手際が認められる。

また、記号番号「*」を使用していた別人（昭和 24 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格取得）の厚生年金保険被保険者台帳には、「昭和 34 年 9 月 23 日 二重払出のため空番払出す」と記載され、当該者には、同日以降、別の

記号番号が付番されていることが確認できるが、当該処理日までは、申立人及び別人の年金記録が同一記号番号で管理されていた事実を踏まえると、申立期間当時に申立人の記録管理が適正に行われていたとは認め難い。

さらに、申立人は、脱退手当金の支給決定後、短期間で被保険者資格を再取得していること及び被保険者資格再取得後の被保険者記号番号は、申立期間に係る記号番号として当初払い出された記号番号「*」であることを踏まえると、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 10 月から 17 年 3 月まで
年金記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、同社から支給された給与と相違している。
給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初申立人が主張する30万円と記録されていたところ、平成16年11月17日付けで、同年10月に遡って9万8,000円に引き下げられ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（17年4月1日）まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を有していた同僚8人全員についても、申立人と同様に、平成16年11月17日付けで、同年10月に遡って標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された給与明細書によると、申立期間における給与支給額は、いずれの月も20万円から30万円の範囲内であり、申立人の報酬月額が、実際に当該遡及訂正後の標準報酬月額（9万8,000円）に見合う額に減額された事情は見当たらない。

また、申立期間当時、社会保険事務を担当していた元取締役は、「申立期間当時は厚生年金保険料等の滞納があった時期であり、社会保険事務所の職員から、従業員の標準報酬月額を引き下げるよう提案された。」と供述しているところ、滞納処分票によると、当該標準報酬月額の遡及訂正処理が行われた当時、当該事業所には厚生年金保険料等の滞納があり、事業主と社会保険事務所の両

者で、保険料の納付方法について頻繁に協議していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成 16 年 11 月 17 日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について、同年 10 月 1 日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、30 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る船員保険料を事業主（A、以下同じ。）により給与から控除されていたと認められることから、申立人のAにおける被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和20年4月13日）及び資格取得日（21年4月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を、20年4月から同年11月までは40円、同年12月から21年3月までは60円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年2月29日から同年10月28日まで
② 昭和20年4月13日から21年4月1日まで

昭和19年2月29日から同年10月28日までの期間及び20年4月13日から21年4月1日までの期間について、船員保険の被保険者記録が抜けているので、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、B社（当時は、C社）が保管している船員手帳（海上履歴）により、申立人は機関員として、昭和20年4月にD丸を下船後、同年12月21日からE丸に乗船していることが確認できる。

また、当該事業所では、「申立人の勤務形態は正社員であった。」と回答しているところ、当該事業所が発行した「F」には、D丸が昭和20年3月19日に空襲により遭難したため、申立人を含めた乗組員が、同年4月12日、同年4月16日及び同年4月27日の3回に分かれて、G（H県）に避難待機したことが記録されているとともに、D丸に乗船していた元乗組員は、「Gに船用品を降ろして、船の修理が済むまで、出航に備えて待機した。遭難した船の乗

組員は、Iにある会社の社員寮に集まって来て、次の船に乗るために待機していた。下船後も会社から、給与は支給されていた。」と証言していることから、申立人は、D丸を下船後、E丸に乗船するまでの間、予備船員（船舶に乗り組むために雇用されているが、船内で使用されていない者）として、継続して雇用されていたことが推認できる。

さらに、上記「F」及びAのJ部K課が作成した運航船舶一覧表により、D丸及びE丸は、A使用船として徴用されていることが確認できるとともに、予備船員を船員保険の被保険者とする制度が申立期間②前の昭和20年4月1日から開始されている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②について、Aにおける船員保険の被保険者として、事業主により船員保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、当該事業所が保管している船員手帳（海上履歴）における記録から、昭和20年4月から同年11月までは40円、同年12月から21年3月までは60円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る昭和20年4月から21年3月までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、船員保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、L丸が沈没した翌日の昭和19年2月29日に被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、M省N局O課が保管する「船員カード」及び当該事業所が保管する船員手帳（海上履歴）には、L丸を下船後の申立人に係る乗船記録は確認できない。

また、当該期間は、上記の予備船員を船員保険の被保険者とする制度が施行される前の期間である。

このほか、申立人の当該期間における乗船記録、及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①に係る船員保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成3年12月26日、資格喪失日に係る記録を4年2月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月26日から4年2月29日まで

平成3年12月26日から4年2月29日までA社に勤務し、この間、給料から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成3年12月分の給与明細書、4年1月分及び同年2月分の給与明細書を写したメモ、並びに事業主及び元同僚の証言により、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書を写したメモに記載された厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出される機会があったことになるが、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成3年12月及び4年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 44 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の 30 万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間に係る標準報酬月額記録を、平成 19 年 6 月は 44 万円、同年 7 月は 41 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 44 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 38 万円、20 年 1 月は 34 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（30 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 4 月 21 日から同年 6 月 1 日まで
② 平成 19 年 6 月から 20 年 1 月まで

A 社に平成 19 年 4 月 21 日に入社したが、「ねんきん定期便」により、厚生年金保険の資格取得日が同年 6 月 1 日とされているとともに、資格取得時以降の標準報酬月額が低く届けられていることが分かったので、会社に申し入れて記録を訂正してもらった。

しかし、平成 20 年 2 月 1 日以前の記録については年金額に反映されないこととされているので、申立期間を正規の厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録によれば、申立人の当該期間における標準報酬月額は、当初、30 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 22 年 3 月に、30 万円から 44 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金

額の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（44 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（30 万円）のままとされている。

しかし、申立人が所持している給与明細書により、申立人は、当該期間において当該訂正前の標準報酬月額（30 万円）に基づく厚生年金保険料よりも高額の厚生年金保険料を給与から控除されていることが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書で確認できる厚生年金保険料額及び支給額から、平成 19 年 6 月は 44 万円、同年 7 月は 41 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 44 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 38 万円、20 年 1 月は 34 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間②当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間②の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、申立人の当該期間における被保険者記録は、A社が申立人からの申入れを受け、平成 22 年 3 月 8 日付けで申立人の資格取得日を 19 年 6 月 1 日から同年 4 月 21 日に訂正する旨、社会保険事務所に届け出て記録訂正が行われているが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付には反映されない記録とされている。

また、当該事業所が保管している出勤簿及び賃金台帳により、申立人は当該期間において、当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、特例法に基づきあっせんの対象となる申立ては、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を源泉控除していたことが要件とされており、当該事業所も、「従業員の入退社が激しいため、当時は、入社後しばらく様子を見てから社会保険に加入させていた。」と回答しているところ、申立人が所持している給与明細書により、申立人は当該期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

なお、雇用保険の記録では、申立人は、当該事業所において平成 19 年 5 月 21 日に資格取得していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成10年6月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年6月は9万2,000円、同年7月は16万円、同年8月及び同年9月は18万円、同年10月から11年9月までは16万円、同年10月及び同年11月は19万円、同年12月及び12年1月は20万円、同年2月は19万円、同年3月及び同年4月は20万円、同年5月は19万円、同年6月から13年7月までは20万円、同年8月は22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年6月2日から13年9月20日まで
平成10年6月2日からA社（現在は、B社）に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、同日から13年9月20日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在籍証明書、勤怠・控除データ及び源泉徴収簿、雇用保険の記録、並びにC健康保険組合の記録により、申立人が平成10年6月2日からA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、勤怠・控除データに

より確認できる給与総支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成10年6月は9万2,000円、同年7月は16万円、同年8月及び同年9月は18万円、同年10月から11年9月までは16万円、同年10月及び同年11月は19万円、同年12月及び12年1月は20万円、同年2月は19万円、同年3月及び同年4月は20万円、同年5月は19万円、同年6月から13年7月までは20万円、同年8月は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得の届出誤りを認めていることから、事業主が申立人の資格取得日を平成13年9月20日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る10年6月から13年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年4月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録について、8年4月から同年8月までを59万円、同年9月を56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年9月まで

A社に勤務していた期間のうち、平成8年4月から9年9月までの期間についての標準報酬月額が実際に控除されていた額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成8年4月から同年9月までの期間については、A社が保管する所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、その主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成8年4月から同年8

月までを 59 万円、当該賃金台帳において確認できる総支給額から、同年 9 月を 56 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が総支給額を記入すべき箇所の基本賃金の額を記入したとして、届出の誤りを認めていることから、事業主が 38 万円を報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、平成 8 年 10 月から 9 年 9 月までの期間については、当該事業所が保管する所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、当該期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額（36 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（38 万円）より低い額であることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成 8 年 10 月から 9 年 9 月までの期間については、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 11 月から 13 年 1 月まで

A社に勤務していた期間のうち、平成 12 年 11 月から 13 年 1 月までの期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円とされているが、給与からは 41 万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていたので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日（平成 13 年 2 月 28 日）と同日付けで、12 年 11 月 1 日に遡及して 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人から提出された給与支払明細書により、申立人が申立期間において、訂正前の標準報酬月額 41 万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、同社の取締役であったことが確認できるが、当該事業所の滞納処分票により、滞納保険料の納入に関する社会保険事務所との対応者は事業主であることが確認できるとともに、同社の元従業員は、「申立人は、申立期間当時、製造部門の責任者であり、厚生年金保険関係事務及び経理には関わっていなかった。」と供述していることから、申立人は当該訂正処理に関与していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、平成 13 年 2 月 28 日付けで行われた申立人の標準報酬月額に係る遡及訂正処理は、事実在即したものとは考え難く、当該処理を行う合理的理由及び有効な記録訂正があったことが認められないことから、当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和21年4月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和20年10月から21年3月までの標準報酬月額については、50円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月25日から23年7月1日まで

昭和18年4月にB市にあったA社B工場で働き始め、4年か5年勤務したと思うが、厚生年金保険の記録が2年半しかないので、正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録においては、申立人は、A社B工場における厚生年金保険被保険者資格を昭和18年4月12日に取得し、20年10月25日に喪失したとされている。

しかし、当該事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記載されている資格喪失日は、同名簿の損傷により判読できない上、同名簿の「標準報酬等級並ニ適用年月日」の欄に、申立人について「21. 4. 1」に標準報酬月額の改定が行われた旨の記載が確認できることから、申立人は、少なくとも昭和21年4月1日の時点において当該事業所に継続して勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが推認できるとともに、当該標準報酬月額の改定が行われたことを前提とすると、申立人が20年10月25日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)について、日本年金機構は、「索出できない」と回答しており、社会保険事務所(当時)におけ

る申立人に係る記録管理が適正に行われていなかった状況がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和21年4月1日とすることが妥当であると判断できる。

なお、昭和20年10月から21年3月までの標準報酬月額は、当該被保険者名簿で確認できる標準報酬等級の記載から、50円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和21年4月1日から23年7月1日までの期間については、当該被保険者名簿によると、当該事業所は「21.4.1」の等級改定の後、「22.6.1」に等級改定を行ったことが確認できるものの、申立人について「22.6.1」の等級改定の記載は確認できない上、22年6月頃に書き換えられたと考えられる書換え後の被保険者名簿には、申立人の氏名は確認できない。

また、申立期間における元同僚に聴取しても、申立人の退職時期に係る証言は得られず、親族の中にも、当時のことを知る者は見当たらない上、申立人からは、「4年か5年勤務したと思う。」とする主張以外に退職時期をうかがわせる事情が得られない。

さらに、C健康保険組合は、当時の資料は残っていないと回答しており、A社B工場の事業を継承したD社は、既に解散しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの期間、55 年 7 月から 56 年 3 月までの期間、同年 10 月から 58 年 3 月までの期間、60 年 4 月から平成 4 年 3 月までの期間、6 年 12 月から 9 年 8 月までの期間及び 14 年 4 月から 18 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで
② 昭和 55 年 7 月から 56 年 3 月まで
③ 昭和 56 年 10 月から 58 年 3 月まで
④ 昭和 60 年 4 月から平成 4 年 3 月まで
⑤ 平成 6 年 12 月から 9 年 8 月まで
⑥ 平成 14 年 4 月から 18 年 3 月まで

昭和 52 年頃、それまでの国民年金保険料については A 町（現在は、B 市）の役場で納付していたのであるが、これからは役場職員が保険料収納のために自宅を訪問するというので、母に保険料を預け、母が自宅に来た役場職員に保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納又は未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑥までの全ての期間について、「役場職員が国民年金保険料収納のために自宅を訪問するというので、母に保険料を預け、母が自宅に来た役場職員に保険料を納付していた。」と主張しているが、B 市は、「旧 A 町では、保険料の滞納者宅を訪問して納付を促すことはあったが、通常の保険料収納のために被保険者宅を訪問したということはない。」としている上、特に申立期間⑥については、平成 14 年 4 月から保険料収納事務が国に一元化されていることから、役場職員が保険料収納のために自宅を訪問していたとは考え難い。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は既に他界している上、申立人は保険料納付に直接関与していなかったことから、納付状況が不明である。

さらに、申立期間は6回に及び、これだけの回数の事務処理を行政が続けて誤ることも考えにくい上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 63 年 3 月まで
昭和 58 年 3 月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行うとともに、国民年金保険料については、区役所の出張所で欠かさず納めていたはずであるにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 58 年 3 月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、59 年のオンライン化に伴ってマイクロフィルム化して保存されている特殊台帳を見ると、57 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより国民年金被保険者資格を喪失した記録があるのが最後であり、申立人が 58 年 4 月に国民年金被保険者資格を取得した旨の記録は存在しない。

また、オンライン記録により、申立人は昭和 63 年 4 月から付加年金制度に加入していることが確認できるところ、申立人には、付加年金制度に別途加入したという記憶は無いことから、申立人はこの頃に国民年金の加入手続と付加年金制度への加入を一緒に行い、58 年 4 月 1 日に遡って国民年金被保険者資格を取得したことが考えられる。

さらに、申立人は、「申立期間はちょうど A 区に居住していた期間と一致している。」としているが、戸籍の附票により、申立人は昭和 61 年 3 月に B 市へ転出していることが確認できるなど、その記憶は曖昧である上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年12月までの国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年12月まで
国民年金制度発足当初に夫が私の国民年金の加入手続を行うと同時に付加年金制度にも加入し、国民年金保険料及び付加保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその夫は、「国民年金制度発足当初に妻の国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、特殊台帳（マイクロフィルム）及び市の国民年金被保険者名簿により、申立人は昭和47年1月13日に国民年金の任意被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の夫は、「国民年金制度発足当初に、国民年金の加入手続を行ったのと一緒に、付加年金制度にも加入した。」と主張しているが、付加年金制度が開始されたのは昭和45年10月である上、上記の特殊台帳及び市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、国民年金の加入手続を行った47年1月に付加年金制度に加入していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料の納付についての記憶が曖昧である上、申立人が申立期間について国民年金保険料及び付加保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 9 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月から 45 年 3 月まで
私の国民年金については、母が加入手続を行うとともに、当該年度分の国民年金保険料を納付してくれたはずであるにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の国民年金については、母が加入手続を行ってくれた。その際、国民年金保険料については、母から、『今は給料が安いので今年度分は私が支払うから、来年 4 月からは自分で積み立てなさいよ。』と言われた。そのとおりに昭和 45 年 4 月からは自分で納めている。」としているところ、A 市の国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金の加入手続は 46 年 1 月 28 日に行われていることが確認できることから、申立人の母親が納付した「今年度分」は「昭和 45 年度分」であり、申立人が自分で納め始めた「来年 4 月」は「46 年 4 月（来年度 4 月）」であると考えられる。

また、申立人の国民年金の加入手続及び当該年度分の国民年金保険料の納付を行ったとするその母親は既に他界している上、申立人は当該加入手続及び保険料納付に直接関与していなかったことから、加入及び納付状況が不明である。

さらに、特殊台帳（マイクロフィルム）の昭和 44 年度の摘要欄には、「未納 9 月～3 月」との記載が確認できる上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 8 月から 48 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月から 48 年 7 月まで
当時学生は任意加入であったが、両親が私の国民年金の加入手続を行うとともに、両親が申立期間の国民年金保険料を納付してくれたにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は昭和 54 年 5 月頃に国民年金の加入手続を行ったことが推認できるとともに、申立人の所持する年金手帳により、51 年 9 月 1 日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の両親は既に他界している上、申立人は当該加入手続及び保険料納付に直接関与していなかったことから、加入及び納付状況が不明である。

さらに、申立人及びその妹は、「私たち二人の大学時代の国民年金保険料について、父から、『学生は任意加入だが、払っておく。』と言われたことを覚えている。」と主張しているが、オンライン記録により、その妹も、大学時代については国民年金に未加入であることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年1月から同年12月までの期間及び16年5月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年1月から同年12月まで
② 平成16年5月から同年12月まで

平成17年度以降に、その時点で未納であった国民年金保険料を全て納付したにもかかわらず、申立期間が未納のままなのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成17年度以降に、その時点で未納であった国民年金保険料を全て納付した。」と主張しているが、具体的な納付時期や納付対象期間等についての記憶は曖昧である上、オンライン記録により、申立人は平成19年2月9日に、その時点で遡って納付することが可能な限度である17年1月から同年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人は、当該過年度納付を申立期間の過年度納付であると記憶違いをしていることが考えられる。

また、申立期間は基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降であることから、機械的なデータチェックが行われている上、14年4月に保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、事務処理の機械化が一層促進されていることから、記録漏れ、記録誤り等は考え難い。

さらに、申立人から提出された平成17年分及び18年分の「給与所得の源泉徴収票」の「社会保険料等の金額」欄には、厚生年金保険料及び健康保険料に相当する額のみが記載されている上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から55年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から55年7月まで
昭和51年11月に結婚してすぐ、義母から、「年金はやめないで続けて掛けていた方がいいよ。」と言われたので、社会保険事務所(当時)で国民年金の加入手続を行い、夫が国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和51年11月に結婚してすぐ、国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、A市の国民年金被保険者名簿により、申立人は55年8月20日付けで国民年金の任意被保険者資格を新規取得していることが確認でき、同年7月以前の納付記録欄には、「納入不要」の押印とともに、斜線が引かれている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期からも、申立人が昭和55年8月頃に国民年金の加入手続を行ったことが推認できる上、申立人の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」の欄にも、「昭和55年8月20日」と記載されている。

さらに、申立人は、「年金手帳に記載されている日付は、年金手帳を紛失して再発行してもらった日付である。」と主張しているが、A市の国民年金被保険者名簿の備考欄に、「新手帳発行済 55.9.2」との押印があることから、申立人の現在所持する年金手帳は、紛失して再発行されたものではなく、新規に発行されたものであると考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は、納付方法や納付金額等の記憶が曖昧である上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料(日記、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 9 月から 61 年 3 月まで
昭和 56 年 8 月に会社を退職後、同年 9 月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、58 年 9 月の結婚後に、妻が、2 年遡って 56 年 9 月から 58 年 8 月までの保険料を納付するとともに、同年 9 月からの保険料については口座振替により納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 56 年 8 月に会社を退職後、同年 9 月頃に国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の 19 番前の被保険者の 20 歳到達日から、申立人は 61 年 5 月以降に国民年金の加入手続を行ったことが推認できるとともに、申立人の所持する年金手帳により、厚生年金保険被保険者資格を喪失した 56 年 9 月 1 日に遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、「結婚した昭和 58 年 9 月からの国民年金保険料については口座振替により納付した。」と主張しているが、銀行及び市の保管する口座振替依頼書により、申立人は、62 年 8 月 27 日に、63 年 4 月からの保険料について口座振替を依頼していることが確認できる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、納付時期や納付金額等の記憶が曖昧である上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月から同年 10 月まで
夫婦で勤めていた会社が昭和 62 年 7 月 31 日に倒産したため、同年 8 月 1 日に A 市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行うとともに、国民年金保険料を月々納付したにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 62 年 8 月 1 日に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、オンライン記録により、申立人の夫は同日付けで厚生年金保険の任意継続被保険者（第 4 種被保険者）の資格を取得していることが確認でき、申立人及びその夫にはその記憶はないものの、当時の制度上、申立人の夫が厚生年金保険の老齢給付受給権を確保するために厚生年金保険の任意継続被保険者となったことに不自然さはない。

また、申立人は、申立期間に係る夫婦二人分の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、「A 市役所の旧庁舎に行った。新庁舎には行っていない。」と主張しているが、同市では、昭和 62 年 2 月から新庁舎で業務を開始していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 8 月 26 日から 9 年 4 月 15 日まで

申立期間当時、A社は立ち上げたばかりで、事業主、その妻、私を含めた正社員 3 名及びパート 3 名で仕事をしていた。

申立期間は、厚生年金保険料を支払っていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人のA社（申立期間当時は、個人事業所）における資格取得日は平成 8 年 9 月 1 日、離職日は 9 年 2 月 28 日とされていることから、申立人は、申立期間の一部において、当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、申立期間後の平成 9 年 11 月 11 日に、初めて厚生年金保険の任意包括適用事業所となっており、同日以前に当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、当該事業所の元事業主は、「申立期間当時、当社は個人事業所であり、厚生年金保険には加入していなかったため、給与から厚生年金保険料を控除したことは無い。従業員は各自で国民年金に加入していた。」と証言しているところ、オンライン記録によると、当時、申立人と同じ正社員であったとされる同僚 2 名は、申立期間において国民年金に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 3 日から 33 年 6 月 1 日まで

昭和 32 年 4 月、臨時雇用員として A B 事務所 C 営業所に入所した際、厚生年金保険に加入させてほしい旨を申し出て、所持していた被保険者証を担当者に提出したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

昭和 33 年 6 月 1 日に正規職員となり A 共済組合の組合員になるまでの、臨時雇用員及び試用員であった申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

独立行政法人 D 機構 E 部から提出された人事記録によると、申立人は、昭和 32 年 4 月 3 日に A B 事務所 C 営業所において、臨時雇用員として雇用され、33 年 4 月 1 日に試用員とされた後、同年 6 月 1 日に正規職員を命じられた旨の記載が確認できることから、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、昭和 38 年 9 月 7 日付け A 総裁通達第 435 号によると、臨時雇用員等を厚生年金保険に加入させる措置が講じられたのは同年 10 月 1 日以降であることが確認できるところ、オンライン記録によると、A B 事務所は、申立期間後の、同年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日以前に当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 11 月から 16 年 1 月まで
② 平成 16 年 2 月から 17 年 5 月まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、平成 14 年 12 月から 16 年 1 月までの期間については、当時の住所地である B 市が発行した 15 年分及び 16 年分の所得証明書に記載された社会保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を下回っていることが確認できる。

また、申立期間①のうち、平成 14 年 11 月については、当時の住所地である C 区は、「申立期間当時の所得証明書は、保存期限経過のため発行できない。」と回答している上、A社の顧問社会保険労務士及び顧問公認会計士も、「当時の保険料控除額を確認できる資料は無い。」と回答しており、ほかに

申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、平成16年2月から同年8月までは47万円、同年9月から17年1月までは50万円と記録されていたところ、同年2月22日付けで、16年2月まで遡って20万円に引き下げられ、その後、同額で17年5月まで継続している。

しかし、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、平成17年2月22日の標準報酬月額の訂正処理日の時点において、同社の監査役であることが確認できる。

また、複数の元従業員及び顧問社会保険労務士は、「申立人が実質の経営者だった。」と証言している上、顧問公認会計士も、「会社の意思決定は、申立人が行っていた。」と証言していることから、申立人は、同社の業務を執行する権限を持っていた者と認められ、上記の訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社において実質的な経営者であった申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理について、その処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月から 44 年 11 月まで

A社に入社してから退社までの間、給与はほぼ一定の3万円ぐらいで、保険料の金額も一定で変わったという記憶はない。昭和44年の12月から3万円になったとは考えられないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所（当時）の記録により、申立期間当時、A社において申立人と同じ職種であったとされる複数の元同僚の入社時の標準報酬月額は、申立人と同額の1万8,000円であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

また、申立人は、「在勤中の給与は入社時から退社時まで月額3万円ぐらいであったにもかかわらず、標準報酬月額が3万円でなく疑問であり、社長自らが改ざんした可能性がある。」と主張しているが、申立人の前任者として経理事務を担当していた元同僚は、「何も不正はしておらず、正しく処理していた。申立期間当時の社会保険事務に問題はなかったと思う。」と証言しているほか、当該事業所の被保険者原票を見ても、標準報酬月額が遡及して訂正されたなどの不自然な形跡は認められない。

さらに、当該事業所は既に解散しており、申立人の申立期間に係る給与額及び保険料控除額について確認できない上、複数の元同僚に照会しても、申立期間当時の給与明細書を所持している者はいない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 12 月 1 日から 34 年 8 月 1 日まで

私が大学の2部の学生で1年生だった時に、A共同組合に勤務することになり、1か月後ぐらいに組合員が出資して作ったB作業場で働くことになった。しかし、半年ぐらいで閉鎖となったため、組合に戻り組合費の集金など主に外回りの事務の仕事をしていた。

今回、期間照会で6か月間の記録が見つかったが、大学3年で辞めるまで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A共同組合B作業場（オンライン記録は、C共同組合）は昭和32年6月1日に適用事業所となり、33年3月19日にA共同組合に名称変更している。

一方、申立人については、当該名簿により、当該事業所が適用事業所となった昭和32年6月1日に元同僚7名とともに厚生年金保険被保険者資格を取得しているものの、同年12月1日に被保険者資格を喪失し、33年1月20日に健康保険被保険者証を返還していることが確認できる。

また、申立人は、「組合員が出資して作ったB作業場は半年ほどで閉鎖となり、自分以外は全員辞め、自分は協同組合の仕事が続けた。」と述べているところ、当該作業場で勤務していたとされる申立人を含めた8名の従業員のうち1名を除き7名が昭和32年12月25日までに被保険者資格を喪失していることから、申立人及び元同僚6名の資格喪失は当該作業場の閉鎖によるものと考えるのが自然である。

さらに、A共同組合は、「昭和30年代の古い資料は何も残っておらず、申立

人について何も分からない。」と回答している上、B作業場の閉鎖後も当該事業所において年金記録が継続している元同僚は他界していることから、申立人の申立期間の勤務実態等について確認ができない。

加えて、申立人は、「給与は封筒に入っていたが、明細書は無かった。」としており、このほか、申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。